

報道関係者各位

令和6年6月27日

《令和6年度に新たに住民税非課税等となる世帯対象》 物価高騰対応重点支援給付金のお知らせ

・エネルギーや食料品などの物価高騰により家計への負担が増加していることを踏まえ、令和6年度新たに住民税非課税等となる世帯を対象に、給付金を支給します。

- 1 支給額 1世帯10万円。18歳以下の子どもを扶養する世帯には、子ども1人あたり5万円を追加。※給付額は前年度の受給状況等により調整される場合があります。
- 2 対象となる世帯と受給方法
 - (1) 非課税世帯等
 - ・対象 昨年度に同給付金の対象となった世帯以外で、基準日（令和6年6月3日）に世帯員全員が住民税非課税か住民税均等割のみ課税の世帯
 - ・受給方法 支給対象として市で確認ができた世帯へ、8月から順次申請書を送付します。届いた申請書に必要事項を記入し、10月31日（木）までに同封の返信用封筒で返送か申込フォームで申請してください。詳細は同封のチラシで確認を。
 - (2) 家計急変世帯
 - ・対象 (1)以外で、世帯員全員の令和6年1月～10月の任意の1か月の収入が前期せぬ事情で(1)相当となった世帯
 - ・受給方法 8月から受付開始予定。詳細が決まりましたら市ホームページでお知らせします。
- 3 支給時期 市で申請書を受理した日から約3週間後
- 4 その他 昨年度の同給付金の申請期限は8月30日（金）です。申請漏れのないように注意してください。詳細は、市ホームページで確認を。
- 5 問い合わせ先 舞鶴市役所 給付金担当（福祉企画課）
Tel：0773-68-9012
メール：fkyufu@city.maizuru.lg.jp



SDGs 未来都市

舞鶴市福祉部福祉企画課（担当：山本）

〒625-8555 舞鶴市字北吸 1044

TEL:0773-66-1011、FAX:0773-62-7957

E-mail:f-kikaku@city.maizuru.lg.jp